

## 小金井市児童館運営審議会委員公募選考基準

### 1 公募委員の役割等

#### (1) 根拠規定

小金井市児童館条例第14条による公募です。

#### (2) 役割

児童館の運営に関する事項につき、市長の諮問に応じ答申します。

また、必要があるときは市長に建議します。

#### (3) 任期

令和7年7月1日から令和9年6月30日まで（2年間）

#### (4) 会議

任期中に6回程度（予定）の審議会に出席し、審議等に参画します。

なお、会議に出席した委員に対しては、報酬（会長：11,000円、委員：10,000円）を支給します。

### 2 募集と応募

#### (1) 募集人員

3人

#### (2) 募集対象

市内在住・在勤・在学で、令和7年4月1日現在18歳以上の児童館事業に関心のある方。

ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。

#### (3) 募集期間

令和7年4月1日から令和7年4月18日まで

#### (4) 募集方法

募集の周知は、市報（令和7年4月1日号）及び市のホームページで行います。

### 3 選考方法

指定テーマ「児童館に求められる役割について」に対する提出論文について審査し、選考します。

### 4 応募方法

指定テーマの小論文（800字以内）に住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・電話番号・メールアドレスを明記し、令和7年4月18日までに市応募フォーム、郵送（消印有効）、ファクス、Eメール又は直接、児童青少年課へ提出してく

ださい。

## 5 選考基準

提出された小論文の内容を審査のうえ決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないうように配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。

## 6 小論文審査

提出された小論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 児童館の役割や現状、課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。

※ 各項目につき各10点満点とします。

## 7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、小金井市児童館運営審議会選考委員会を設置し、市長、副市長、子ども家庭部長及び児童青少年課長が選考委員になります。

## 8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報及び市ホームページに掲載します。なお、応募小論文は選考後、直ちに応募者に返却（電子データ提出の場合は破棄）します。

## 9 その他

- (1) 小金井市児童館運営審議会委員の公募・選考に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課児童青少年係において処理します。
- (2) 応募された方の個人情報、小金井市児童館運営審議会公募委員の選考事務以外には使用しません。また、取得した個人情報は個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令等に基づき適切に管理します。
- (3) 委員に選考された方の氏名は、小金井市市民参加条例第10条第2項の規定により、市報及び市ホームページにて公表します。